

令和元年度 川西市地域密着型サービス事業者 公募要項

1 公募の趣旨

地域密着型サービスは、高齢者の方々が介護が必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活を継続できるようにするために設けられたサービスで、川西市では第7期介護保険事業計画に基づき、基盤整備を進めていくこととしています。

地域に密着した施設運営を行っていただくために、また事業者の選定に公正性かつ公平性を確保するために、地域密着型サービスを整備・開設する「指定候補事業者」を公募により募集を行うものです。

本公募は、地域密着型サービス事業者の指定を円滑かつ公平に進めるために、指定に先立ち、「指定候補事業者」に事前協議を実施し、整備条件等に合致した事業者において実際の指定準備が整い次第、正式な事業者指定申請受付、事業者指定を行うこととします。

2 公募するサービスの種類等

日常生活圏域	川西南	川 西	明 峰	多 田	緑 台	清和台	東 谷
サービス種別及び募集施設数							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 募集施設数 1 施設	×	×	○	○	○	○	○
右記、該当の日常生活圏域のうち1圏域で1施設							
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 募集施設数 1 施設	×	×	×	×	○	×	×
緑台地区で1施設のみとなります。 (登録定員29人以下)							

日常生活圏域資料は、別紙1のとおり

サービス付き高齢者向け住宅との併設を可とします。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、緑台地域での定期巡回・随時対応型訪問介護看護の併設による応募を可とします。

【問い合わせ先】

川西市 福祉部 介護保険課

TEL 072-740-1148

FAX 072-740-2003

E-mail kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

3 応募資格

- (1) 応募時点で法人であること。
 なお、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、応募時点で社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項各号及び第115条の1第2項各号に該当しないこと。
- (3) 高齢者福祉について高い見識と熱意を有するとともに、本市の高齢者の状況や意向を配慮し、地域福祉の推進と地域交流に積極的である者
- (4) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年条例第5号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 資金計画及び事業計画が確実であり、施設を安定的、継続的に運営できること。
- (6) 国、県及び市税の未納がない者であること。

4 応募条件

- (1) 整備目標 令和元年度末、遅くとも令和2年度末までに開設すること。
- (2) 整備予定地等につき下記の要件を充足することが必要です。
 公募申請以降の整備予定地の変更は認めません。
 整備予定地は、市街化区域内とします。
 土地及び建物は、事業の継続性(利用者への援助の継続性)を十分確保するため、整備法人が自ら所有する等により確保することを条件とします。また、賃貸借物件を利用して実施する場合は、土地・建物ともに十分な期間(20年以上かつ更新条項があること)にわたるものであることを必要とします。なお、これらの場合において、原則として当該事業以外の目的による抵当権その他の当該事業の利用を制限するおそれのある権利が設定されていないことが必要です。
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の施設整備は既存施設等を改修(増築・改築等)して使用しても可とします。ただし、建築基準法に基づく検査済証や建築確認申請の用途変更の有無、その他関係法令の適用の有無やバリアフリー化に配慮してください。また、当該建物が、事業開始日までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。
- (3) 整備にあたっては、「兵庫県地域介護拠点整備費補助金」の対象となっていますが、県の補助制度の活用の有無に関わらず施設等の整備及び運営が可能であること。(利用者への援助の継続性を十分に確保するため、整備にあたり補助制度を活用しなければ運営に窮すると思われる法人及び事業者の応募はできません。)

5 指定候補事業者(整備法人)選定方法

- (1) 選定方法
 川西市介護保険運営協議会介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会における提出された書類の審査並びに整備予定地(建物)等の確認、プレゼンテーション(公開の場で行うことがあります。)及びヒアリングの内容に基づく総合的な審査を経て、市長が決定します。
 運営基準、設置基準、人員基準等の指定要件及び日常生活圏域等整備条件を満たしている必要があります。

(2) 審査の視点及び着目点

審査の視点	着目点
1. 事業運営に関すること	運営方針や職員体制等の考え方について 地域密着型サービスの考え方について 地域や関係機関との連携について 危機管理(災害・火災など)について 認知症ケアについて
2. 整備計画に関すること	施設概要・設計や資金・収支計画等について
3. 運営法人に関すること	事業実績や経営状況の健全性等について
4. 立地条件に関すること	事業予定地の選定理由及び施設建設に伴う近隣住民の意向 交通アクセスの利便性や周辺道路の安全性等について
5. その他	特に強調したい点について

- (3) その他
 審査の結果、指定候補事業者該当なしとする場合があります。この場合、再度公募を行うことがあります。

6 事業補助金について

令和元年度の兵庫県地域介護拠点整備費補助金については、本市への交付が確定したものではありません。また、兵庫県により本市の整備計画が採択されることが前提となることから、応募資料の資金計画については補助制度がないものとして作成してください。なお、当該補助金の県交付要綱に掲げられる予定の補助額等は以下のとおりです。

(1) 施設整備補助

区分	補助基準額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設あたり 5,940,000円
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1整備床数あたり 4,480,000円
	定期巡回を合築・併設する場合 1整備床数あたり 4,704,000円

(2) 開設準備経費補助

区分	補助基準額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設あたり 14,000,000円
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員数×839,000円

(3) 補助金を利用される場合の留意事項

整備法人自らが施設整備すること。

県の内示及び市の補助金交付決定後に工事着工をすること。

補助対象事業を行うために締結する工事請負等の契約については、一般競争入札に付するなど、別紙2「地域介護・福祉空間施設建設工事等入札・契約に係る基準」による等、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること等、諸々の条件を遵守すること。

7 整備条件

整備に係る以下の関係法令、基準、その他の制限等について調査のうえ、市担当課等と協議漏れがないよう注意してください。

(1) 共通

老人福祉法(昭和38年法律第133号)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

介護保険法(平成9年法律第123号)

都市計画法(昭和43年法律第100号)

建築基準法(昭和25年法律第201号)

その他関係法令等

地域密着型サービス制度の趣旨及び市の施策に沿った事業計画であることが必要です。

建物は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮した設計であることが必要です。

宿泊料及び食事費用等の料金の設定については、できるだけ利用者の負担を軽減する方針で設定してください。

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業を行ってください。(設置運営法人が社会福祉法人の場合)

その他の制限

整備予定地は、市街化区域とします。

川西市開発行為等指導要綱に基づく協議が必要になります。

兵庫県環境保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)に基づく建築物の敷地緑化及び建築物の緑化

その他法令等の規制

防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所轄消防署と協議し、その指示に従ってください。特に消防法でスプリンクラーの設置が義務付けられていない場合であっても、その設置に努めること。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員は29人以下とします。

個室・ユニット形式としてください。

1ユニットの定員は概ね10人としてください。

指定短期入所生活介護事業所等の指定を併せて受けることが望ましい(定員は当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を上限とすること)。なお、居室については個室・ユニット形式とし、1ユニットの定員は概ね10人としてください。

本体施設のあるサテライト型居住施設を提案される場合は、本体施設(同一法人による指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するもの)と密接な連携を確保できる範囲にあることを必要とします。ここでいう「密接な連携を確保できる範囲」とは通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動できることを目安とします。

8 応募手続

(1) 公募申請書の提出

応募しようとする法人は、公募申請書及び付属書類を提出してください。

正本1部、副本11部の計12部を提出してください。

なお、下記書類のほか、市が必要と認めたときには別途参考資料の提出を求める場合があります。また、提出された書類は返却しません。

(2) 申込場所 川西市役所1階 12番窓口 福祉部介護保険課

(3) 応募受付期間 令和元年11月25日(月)～11月29日(金)

* 事前に電話にて来庁日を連絡していただきますよう、ご協力をお願いします。

* 郵送又は電子メールによる応募は受け付けません。

* 応募期間を超過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。

(4) 受付時間 9:00～12:00及び12:45～17:30

(5) 提出書類一覧

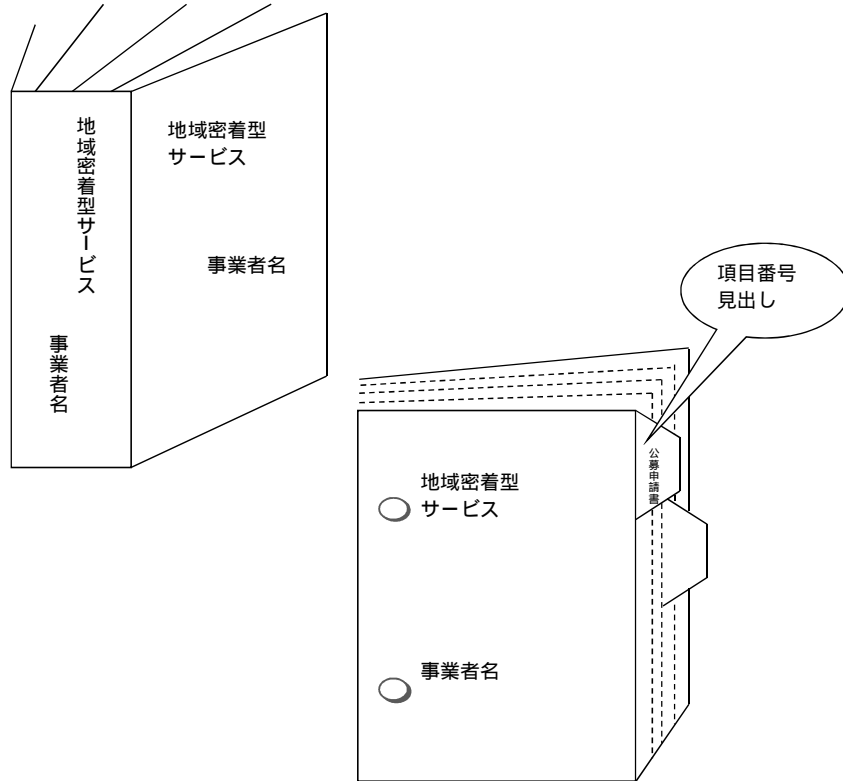
資料番号	項目	提出書類	備考
1	公募申請書	所定の様式	様式第1号
2	整備計画書	所定の様式	様式第2号 - 1 ~ 2
3	実施予定事業の定員・従業者等の計画	所定の様式	様式第3号 - 1 ~ 2
4	資金計画補足資料	預金残高証明書 (日付は統一してください。) (借入金がある場合)担保明細・融資証明書等及び償還計画書 (寄付金・出資金がある場合)事実が確認できる書類	任意様式
5	事業予定の土地・建物に関する権利関係が確認できる書類	おおむね3ヶ月以内に発行された土地・建物登記事項証明書の写し 購入契約書若しくは借地・借家契約書の写し又は合意書(確約書)等の写し	任意様式
6	基本計画図面	位置図 施設配置図 各階平面図 立面図 用地(建物)の現状写真等	任意様式
7	施工計画	工事から開設までの日程表	任意様式
8	誓約書	所定の様式	様式第4号
9	定款又は寄付行為	最新のもの(写しの場合は原本証明必要)	任意様式
10	法人登記簿謄本	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	任意様式
11	印鑑証明書	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	任意様式

12	事業者の概要	事業経歴・実績 事業者の基本的事項・代表者の経歴 事業者の概要(パンフレット可) 現在運営している施設又は事業に関する資料	任意様式
13	決算書等	直近2年間の決算書類 国税の納税証明書(その3の3「法人税と消費税及び地方消費税」)(未納がないこと) 県・市税(固定資産税含む)の納税証明書(当該法人の主たる事業所)申請時点において終了している事業年度のうち、直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)(既存法人の場合)納税義務のない法人については、「納税義務がない旨の申立書(様式第5号)」を提出すること。 新設法人の場合:設立代表者の上記納税関係書類	任意様式
14		現在、行っている事業(介護保険サービス)の中で、福祉サービス第三者評価又は地域密着型サービス外部評価を受けている場合は、最新の評価結果の写し(既存法人の場合)	任意様式
15		指導監査、施設監査の状況 指導監査の結果状況報告書(最新のもの、写し)是正改善状況報告書(最新のもの、写し)、直近の監査等の指摘事項及び改善状況(既存法人の場合)	任意様式
16		土地・立入承諾書	様式第8号

上記の他、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

6) 提出書類の体裁

パンフレットを除き、書類はA4(折込可)サイズとする。
 フラットファイルに左側で綴じる。
 全体の目次を付ける。
 項目ごとにページを付け、項目ごとの最初のページに文字表記のインデックスを付ける。



9. 公募スケジュール等

期 間	内 容
令和元年8月1日(木)～11月29日(金)	公募要項配布、ホームページ掲載
令和元年9月27日(金)10:00～ 川西市役所 B02会議室	公募説明会
令和元年11月11日(月)～11月15日(金)	公募に係る質問受付
令和元年11月22日(金)	公募に係る質問回答
令和元年11月25日(月)～11月29日(金)	応募受付
令和元年12月下旬 開催場所は川西市役所内を予定	川西市介護保険運営協議会介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設設部会(プレゼンテーション、ヒアリング等を含む)及び選定
令和2年1月上旬	指定候補事業者選定結果通知
～令和3年3月	工事着手・竣工・指定申請受付 川西市指定、事業実施

日程は変更する場合があります。

10. 選定後の手続

選定により指定候補事業者となった事業者については、改めて所定の時期に指定申請を行っていただきます。申請を受け、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」等の基準を満たしていることを書類で確認し、指定を行います。
 なお、指定基準を満たさない場合には、指定しないことがあります。

11 公募要項配布

- (1) 配布場所 川西市役所 福祉部 介護保険課
TEL 072-740-1148
- (2) 配布期間 令和元年8月1日(木)～11月29日(金)
(土・日・祝日は除く)
*事前に電話にて来庁日を連絡していただきますよう、ご協力をお願いします。
*郵送又は電子メールによる配布はいたしません。
*配布期間を経過した場合、理由の如何を問わず公募要項等は配布しません。
- (3) 配布時間 9:00～12:00及び12:45～17:30
- (4) 配布資料 令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募要項

12 公募説明会

令和元年9月27日(金)10:00～ 川西市役所 B02会議室

13 質問受付

- (1) 受付期間 令和元年11月11日(月)～11月15日(金)
受付期間を経過した場合、質問には応じません。
(ただし、本市で軽微な内容等であると判断した場合は除きます。)
- (2) 受付時間 9:00～12:00及び12:45～17:30
- (3) 方法 電子メール(kawa0182@city.kawanishi.lg.jp)またはFAX(072-740-2003)により質問書(様式第6号)を提出してください。提出先は、公募要項の配布場所と同じです。
- (4) 回答 質問には個別に回答するとともに、質問及び回答を川西市のホームページに掲載します。
* 回答は電子メールもしくはFAXで行います。
* 質問は質問した法人名を除いてホームページに掲載します。

14 注意事項

- (1) 事前協議の内容については、指定候補事業者とされた場合、提案された事業につき市と協議のうえ変更していただく場合があります。
- (2) 事前協議の結果通知後、指定申請を受け付けます。
- (3) 指定候補事業者とされた場合であっても、指定を確定したものではありません。指定基準等に該当しない場合は指定を行いません。
- (4) 応募資料については、返却しません。また、他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (5) 今回提出された一切の応募資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
- (6) 本整備計画における用地(建物)権利者又は地域住民との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権の行使についても同様です。
- (7) 審査・選考の結果については、本市は一切異議申し立てには応じません。
- (8) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合は、指定を取り消す場合があります。
- (9) 応募受付期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しないほか、応募受付期間内に、応募資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う提出資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものと対応します。
- (10) 川西市暴力団排除に関する条例に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団密接関係者と社会的に関係がある者は、一切応募できません。これに違反していることが判明した場合は応募資格を喪失したものとします。
- (11) 選定された整備法人の整備が事実上、実施困難となった場合は、再公募します。

15 その他

- (1) 応募の概況は川西市のホームページで公表します。

- また、指定候補事業者決定後、整備法人名、その提案内容の概要の一部を川西市のホームページで公表します。
- (2) 令和元年度川西市地域密着型サービス事業者公募申請書を提出した以降、選考までに応募を辞退される場合は、辞退届(様式第7号)を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。
- (3) その他ご不明な点は、市介護保険課に相談してください。

問い合わせ先

川西市福祉部介護保険課

〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所1階 12番窓口

TEL 072-740-1148(直通) FAX 072-740-2003

E-mail kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

日常生活圏域

川西南地区 (アイイ順)	カ サ ハ マ	加茂 1～6丁目 久代 1～6丁目 栄根 2丁目(1～6番除く) 下加茂 1～2丁目 東久代 1～2丁目 南花屋敷 1～4丁目	
川西地区 (アイイ順)	ア カ サ タ ハ マ	鶯の森町 小花 1～2丁目 小戸 1～3丁目 霞ヶ丘 1～2丁目 絹延町 栄町 栄根 1丁目・栄根 2丁目 1～6番 滝山町(8番除く) 中央町 寺畑 1～2丁目 出在家町 花屋敷 1～2丁目 花屋敷山手町 萩原 1丁目 日高町 火打 1～2丁目 丸の内町 満願寺 満願寺町 松が丘町 美園町	
明峰地区 (アイイ順)	ア カ タ ナ ハ マ ヤ	鶯台 1～2丁目 鶯が丘 錦松台 滝山町 8番 西多田 1丁目 1番・2番 西多田字上平井田 萩原 2～3丁目 萩原台東 1～2丁目 萩原台西 1～3丁目 南野坂 1～2丁目 南野山 湯山台 1～2丁目 湯山裏	
多田地区 (アイイ順)	サ タ ナ ハ ヤ	新田 1～3丁目 新田 多田院 1～2丁目 多田院 多田院多田所 多田院西 1～2丁目 多田桜木 1～2丁目 鼓が滝 1～3丁目 西多田(明峰小学校区除く) 西多田 1丁目(1・2番除く)・2丁目 東多田 1～3丁目 東多田 平野 1～3丁目 平野 矢問 1～3丁目 矢問東町	
緑台地区 (アイイ順)	カ サ マ	向陽台 1～3丁目 水明台 1～4丁目 清流台 緑台 1～7丁目	
清和台地区 (アイイ順)	ア カ サ マ ヤ ワ	赤松 石道 芋生 けやき坂 1～5丁目 清和台東 1～5丁目 清和台西 1～5丁目 虫生 柳谷 若宮	
東谷地区 (アイイ順)	カ サ タ ナ	国崎 黒川 下財町 笹部 1～3丁目 笹部 大和東 1～5丁目 大和西 1～5丁目 長尾町 西畦野 1～2丁目 西畦野	ハ マ ヤ 一庫 1～3丁目 一庫 東畦野 1～6丁目 東畦野山手 1～2丁目 東畦野 丸山台 1～3丁目 見野 1～3丁目 緑が丘 1～2丁目 美山台 1～3丁目 山原 1～2丁目 山原 山下町 山下 横路

地域介護・福祉空間施設建設工事等入札・契約に係る基準

項 目	基 準
1 入札方法	川西市発注案件に準じた制限付き一般競争入札を原則とする。 (ただし、他の自治体で採用されている方法等に準じて実施しようとする場合は、事前に協議のうえ川西市の了承を得ること)
2 入札参加資格要件等	
(1) 建設業許可	建設業法等に基づいて工種及び許可区分を適正に設定すること
(2) 事業所の所在地	川西市の発注案件に準じた条件設定を基本とすること
(3) 川西市内業者の取り扱い	川西市の発注案件に準じた条件設定を行い、入札参加機会を確保すること
(4) 配置予定技術者	建設業法等に基づく有資格者を配置すること
(5) 施工技術基準	川西市の発注案件に準じて、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値等の条件を設定すること
(6) 施工実績基準	川西市の発注案件に準じた条件設定を基本とすること。(川西市内業者にかかる条件設定も同様とする。)
(7) 不適合基準	川西市の発注案件に準じた条件設定を基本とすること
(8) 賠償責任保険の加入	請負業者に対して川西市の発注案件に準じた賠償責任保険の加入を義務づけること
(9) 契約保障	川西市の発注案件に準じた条件設定を基本とすること
3 入札参加申請の受付等	
(1) 発注情報の公表	発注案件の概要及び入札手続き等に関する情報を建設業界紙・市ホームページ等に掲載し、広く情報の公開を行うこと
(2) 受付方法	設置運営法人で受付場所を確保し、受付期間及び提出方法を明記すること
(3) 設計図書等の取り扱い	設計図書は入札参加申請の受付開始から入札執行までの間、設置運営法人が確保した場所において閲覧に供するとともに、入札参加申請者への貸出又は販売等が行える体制を整えること
(4) 設計図書等に対する質問	現場説明を行わない場合は、質問期間を設けこれに回答すること。この場合の回答は、質問者のほか全入札参加者が確認できる方法を講ずること
(5) 入札参加資格の決定	設置運営法人において、公正性・透明性を確保した審査方法により決定すること
4 入札の執行	
(1) 予定価格等の設定	予定価格は必ず設定すること 最低制限価格を設定する場合は川西市の積算に準じて行うこと (及びの公表については、市に準じた取り扱いを基本とする。) 理事その他設置運営法人の役員又はその配偶者、親若しくは子が建設業者の役員に就いている場合は、当該役員を予定価格の決定に関与させないこと
(2) 入札場所	川西市役所又はその周辺の公共施設を確保し執行すること
(3) 入札執行の立会い	設置運営法人の監事及び複数の理事を立ち合わせる (川西市職員等が立会いを申し出た場合は承認すること)
(4) 落札者の決定方法	入札会場で各入札参加者の応札額を示したうえで最低金額をもって決定するものとする。ただし、調査等の必要があると判断される場合はこの限りでない。
5 入札結果の取り扱い	
(1) 入札結果の公表	落札者決定の翌日には、参加業者名及びそれぞれの入札金額を公表すること
(2) 市への報告	落札決定後速やかに上記5(1)の内容を書面により川西市へ報告すること
6 契約締結時の対応	
(1) 契約書	民間建設工事標準請負契約約款(中央建設業審議会決定)を基本とするが、入札時の条件等を反映した適切な内容とすること
(2) 法人理事会等議事録	契約締結は設置運営法人の理事会において決定するとともに、当該理事会議事録を川西市に提出すること
(3) 請負業者役員名簿	請負業者の役員名簿を川西市に提出すること
(4) 下請業者名簿	下請業者(一次下請け)の名簿を川西市に提出すること
7 施工状況等の監督・検査	
(1) 関係法令の遵守	建設業関係及び労働関係法令の遵守を契約条件とし、これを監督すること
(2) 配置技術者等の届出	必要な資格が確認できる書類を添付のうえ提出を求め設置運営法人で保管すること
(3) 工事検査の実施	設計図書に基づいた完成の検査を実施すること この場合は、設置運営法人において、必要な知識・経験を有する者の支援体制を確保すること
8 工事代金等の支払い	補助金交付後の一括支払いでなく、請負業者の負担軽減を図るため、可能な金額の範囲で中間払いなどの方法を講ずること
9 その他の留意事項	低入札価格調査による場合は、必要な知識・経験を有する者の支援など、積算内容の確認が十分に行えるように体制を確保すること この基準に定めのない事項については、関係法令はもとより、川西市の契約規則その他の関係規定に準じた取り扱いを基本とすること

様式第1号

令和 年 月 日

川 西 市 長 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

印

川西市地域密着型サービス事業者公募申請書

標記のことについて、関係資料を添えて下記のとおり応募します。

記

1 応募する日常生活圏域及び地域密着型サービス

日常生活圏域	
地域密着型サービス名	
整備区分	新築・その他()

2 川西市地域介護・福祉空間整備等補助金希望の有無

(どちらかに を入れてください)

有 ・ 無

3 担当者連絡先

担当者名	
所 属	
電 話	
F A X	
E-mail	

様式第2 - 1号

記入欄は任意に設定してください。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 計画書

作成日：令和 年 月 日

1 施設整備希望者の概要

法人名	
代表者氏名	
法人所在地	
法人設置状況 認可年月日及び番号	年 月 日 号
法人の基本理念	・法人の基本理念や考え方
法人の沿革	・事業開始に至る経緯、開始後から現在に至る経緯について

電話番号		F A X 番号	
現在の 事業内容	介護サービス事業		
	事業所所在地		
	実施地域		
	事業内容		
	医療サービス事業		
	事業所所在地		
	実施地域		
	事業内容		
その他			

2 開設予定施設の概要

(1) 併設する実施予定事業

	事業種別	実施事業()	事業開始予定年月日
() 併設する実施予定事業に を付けてください。			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日

(2) 立地条件等

予定地の概要	用途地域	地域	日常生活圏域	地区	
	所在地	川西市			
	地番				合計
	地目				
	面積				
現況					
土地所有関係	土地の所有関係	開設希望者所有地 ・ その他()			
	交渉状況	取得(賃貸借等)済 ・ 交渉中 ・ 未交渉			
	取得(賃貸借等)時期	令和 年 月 日	契約期間	年間	
立地条件	用地に接する道路の有無				

	[東側]有・無 [西側]有・無 [南側]有・無 [北側]有・無			
	用地に接する道路の状況			
	種 類	舗装状況	幅 員	歩道の有無
東側	公道 ・ 私道	未舗装・済	M	有 ・ 無
西側	公道 ・ 私道	未舗装・済	M	有 ・ 無
南側	公道 ・ 私道	未舗装・済	M	有 ・ 無
北側	公道 ・ 私道	未舗装・済	M	有 ・ 無
	進入路がない場合の措置			
上水道及び排水路の確保	上水道	敷設済 ・ 延長工事必要		
	排水路	敷設済 ・ 工事必要		
ばい煙、騒音、振動等の影響	問題なし	(ありの場合、具体的には何か)		
	問題あり			
隣接家屋に対する問題	問題なし	(ありの場合、具体的には何か)		
	問題あり			
駐車場の確保	敷地内に確保	(左の内訳：想定車両及び台数)		
	敷地外に確保	(左の内訳：想定車両及び台数)		
		来所者分	台	職員分
		業務者分	台	その他
			台	台
			台	台

事業予定地の選定理由について

(3) 建物等

建物の概要	構造等	造 階建 (耐火 ・ 準耐火 ・ その他)		
	各階床面積等	階数	用途	用途別床面積等
				m ²
				m ²
				m ²
			延床面積	m ²
			居間・食堂の床面積	m ²
		1室当りの居室面積	m ²	
建物所有関係	開設時の所有関係	開設希望者所有 ・ その他 ()		
	現在の所有区分	一般個人 ・ その他 ()		
	交渉状況	取得 (賃貸等) 済 ・ 交渉中 ・ 未交渉		
	取得 (賃貸等) 予定年月日	令和 年 月 日		
	改造等	不要 ・ 改造済 ・ 取得 (賃貸借契約) 後改造		
併設施設の有無	有 ・ 無	「有」の場合の施設種別		

各施設の概要（居間・食堂・台所・宿泊室・浴室・便所・その他）

食費・居住費の設定根拠の明確化

家庭的な生活空間を取り入れるための居室、共有空間にするために、設計・周囲環境等で工夫・配慮する点

法令等上の問題

その他関係法令上の手続き（農地転用、開発許可、災害に係る指定区域等）

3 事業の目的及び運営の方針

（1）地域密着型サービス事業を実施する目的について

（2）事業所設立の趣旨・理念について

施設運営の基本方針等

(3) 目指しているサービス提供のあり方や生活支援のあり方について

利用者の状態・意向を配慮したサービス計画作成の考え方、自立支援のための具体的な手法

(4) 認知症高齢者の現状と課題、身体拘束・人権の尊重に対する考え方について

(5) サービスの質の向上のための方策について

4 利用者の決定・登録方法等

5 利用者へのケア体制の確保に関する方策

医療ケアの必要な利用者への支援（ターミナルケア等）

(1) 施設建設に伴う近隣住民の意向等

意向確認の状況	1 未確認	2 一部確認	3 確認済
「 1 未確認」の場合、今後予定の確認相手方、確認方法を記入			
「 2 一部確認」の場合、確認した相手方、方法及びその状況、また、今後予定の確認相手方、方法等を記入			
「 3 確認済」の場合、確認した相手方、方法及びその状況を記入			

(2) 地域住民との交流確保に関する方策

--

(3) 地域の医療機関との連携に関する方策

--

(4) 運営推進会議の設置に関する方策（メンバー構成と実施方法）

--

(5) 行政や地域包括支援センターとの連携体制に関する方策

--

6 職員体制について

(1) 職員の採用についての考え方や配置計画、人材確保の取組みなど
(2) 人材育成の取組み
(3) 研修制度の内容
(4) 看護・介護職員等職員体制
(5) 施設長（管理者）、計画作成担当者の経験年数、必要な研修の終了状況

7 従事職員関係（予定）

施設長（管理者） 住所 氏名 生年月日	専任 ・ 兼務 （兼務の場合、兼務する事業所・施設名）	
	経 歴	経験年数
		年 ヶ月
		年 ヶ月
		年 ヶ月
	資 格	取得年月日
施設長資格要件	取得済 取得予定 取得予定年月日 (平成 年 月頃)	
計画作成担当者 住所 氏名 生年月日	専任 ・ 兼務 （兼務の場合、兼務する事業所・施設名）	
	経 歴	経験年数
		年 ヶ月
		年 ヶ月
		年 ヶ月
	資 格	経験年数

8 - 1 事業費の概要（資金計画）

（1）収入 （単位：円）

項目	金額	内 訳
自主財源		
借入金		
寄付金・出資金		
その他		
合計		

川西市地域介護・福祉空間整備等補助金を含む公的な補助金等、未確定な資金に関するものは資金計画から必ず除いてください。

（2）支出 （単位：円）

項目	金額	内 訳
建設工事費		
設備整備費		
設計監理費		
用地費 （土地取得等）		
その他		

合計		
----	--	--

8 - 2 資金収支見込み

		初年度	2年目	3年目	備考
稼働率		%	%	%	要介護度3以上と想定
収 入	介護保険収入				@ × 定員 × 月数 × 稼働率
	光熱水費				@ × 定員 × 月数 × 稼働率
	居住費				@ × 定員 × 月(日)数 × 稼働率
	食費				@ × 定員 × 月(日)数 × 稼働率
	その他の日常生活費				@ × 定員 × 月数 × 稼働率
	寄付金収入				
	その他の収入				
	収入計 (1)				
支 出	給与費				
	法定福利費				
	福利厚生費				
	委託料				
	消耗品費・事務経費				
	地代等				
	支払い利子等				
	利用者実費負担費用				
その他の支出					
支出計 (2)					
減価償却前損益 (3)=(1)-(2)					
減価償却費 (4)					
減価償却後損益 (5)=(3)-(4)					
税金関係 (6)					法人税、固定資産税等
税引後損益 (7)=(5)-(6)					

借入金元金返済 (8)				
余剰金 (9)=(3)-(6)-(8)				
前年度繰越 (1 0)				
翌年度繰越金 (11)=(10)+(9)				

- ・項目は適宜設定してください。
- ・稼働率は1年目は75%以下、2年目は85%以下、3年目は95%以下としてください。
- ・収入の介護保険報酬は本人負担(1割)分を含め、介護度は要介護度3以上と想定して作成してください。
- ・施設整備費用は含まないでください。
- ・法定福利費及び福利厚生費について、事業所の会計とは別に母体法人で負担している場合は、その旨を記入してください。
- ・支出の利用者実費負担費用は、収入の光熱水費、食材費など利用者本人が負担する額の合計と整合を図ってください。

川西市地域介護・福祉空間整備等補助金を含む公的な補助金等、未確定な資金に関するものは資金計画から必ず除いてください。

9 その他

(1) サービス提供時に発生する事故の対応と事故防止に関する方策

(2) 衛生管理に関する方策(食中毒・感染症の防止など)

(3) 苦情処理体制の整備に関する方策

(4) 家族等との連携方法

--

(5) 個人情報保護に関する方策（機密漏洩防止策やプライバシー保護への配慮等）

--

(6) 防災に関する方策（危機管理体制など）

--

(7) 本応募にあたり特に強調したい点

--

様式第2 - 2号

記入欄は任意に設定してください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 計画書

作成日：令和 年 月 日

1 施設整備希望者の概要

(1) 社会福祉法人

法人名	
代表者氏名	
法人所在地	
法人設置状況 認可年月日及び番号	年 月 日 号
法人の基本理念	・法人の基本理念や考え方
法人の沿革	・事業開始に至る経緯、開始後から現在に至る経緯について

電話番号		F A X 番号	
現 在 の 事業内容	介護サービス事業		
	事業所所在地		
	実施地域		
	事業内容		
	医療サービス事業		
	事業所所在地		
	実施地域		
	事業内容		
	その他		

1 施設整備希望者の概要

(2) 株式会社等その他法人

法人名			
代表者氏名			
法人所在地			
法人設立年月日	年	月	日
法人形態	医療法人・株式会社・その他 ()		
電話番号		F A X 番号	
現 在 の 事業内容	介護サービス事業		
	事業所所在地		
	実施地域		
	事業内容		
	医療サービス事業		
	事業所所在地		
	実施地域		
	事業内容		
	その他		

2 開設予定施設の概要

(1) 併設する実施予定事業

() 併設する実施予定事業に を付けてください。	事業種別	実施事業 ()	事業開始予定年月日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日

(2) 立地条件等

予定地の概要	用途地域	地域	日常生活圏域	地区	
	所在地	川西市			
	地番			合計	
	地目				
	面積				
	現況				
土地所有関係	土地の所有関係	開設希望者所有地 ・ その他 ()			
	交渉状況	取得 (賃貸借等) 済 ・ 交渉中 ・ 未交渉			
	取得 (賃貸借等) 時期	令和 年 月 日	契約期間	年間	

立地条件	用地に接する道路の有無 [東側] 有 ・ 無 [西側] 有 ・ 無 [南側] 有 ・ 無 [北側] 有 ・ 無				
	用地に接する道路の状況				
		種類	舗装状況	幅員	歩道の有無
	東側	公道 ・ 私道	未舗装 ・ 済	M	有 ・ 無
	西側	公道 ・ 私道	未舗装 ・ 済	M	有 ・ 無
	南側	公道 ・ 私道	未舗装 ・ 済	M	有 ・ 無
	北側	公道 ・ 私道	未舗装 ・ 済	M	有 ・ 無
進入路がない場合の措置					
上水道及び排水路の確保	上水道	敷設済 ・ 延長工事必要			
	排水路	敷設済 ・ 工事必要			
ばい煙、騒音、振動等の影響	問題なし 問題あり	(ありの場合、具体的には何か)			
隣接家屋に対する問題	問題なし 問題あり	(ありの場合、具体的には何か)			
駐車場の確保	敷地内に確保	(左の内訳：想定車両及び台数) 来所者分 台 職員分 台 業務者分 台 その他 台			
	敷地外に確保	(左の内訳：想定車両及び台数) 現在地住所 (自己所有 ・ 借地) 来所者分 台 職員分 台 業務者分 台 その他 台			

事業予定地の選定理由について

(3) 建物等

建物の概要	構造等	造 階建 (耐火 ・ 準耐火 ・ その他)			
	床面積 等	階数	用途	用途別床面積等	
					m ²
					m ²
					m ²
			延床面積		m ²
建物所有関係	開設時の所有関係		開設希望者所有 ・ ()		
	現在の所有区分		一般個人 ・ その他 ()		
	交渉状況		取得 (賃貸等) 済 ・ 交渉中 ・ 未交渉		
	取得 (賃貸等) 予定年月日		令和 年 月 日		
	改造等		不要 ・ 改造済 ・ 取得 (賃貸借契約) 後改造		
併設施設の有無	有 ・ 無	「有」の場合の施設種別			
各施設の概要					

法令等上の問題

その他関係法令上の手続き (農地転用、開発許可、災害に係る指定区域等)

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 地域密着型サービス事業を実施する目的について

(2) 事業所設立の趣旨・理念について

施設運営の基本方針等

(3) 目指しているサービス提供のあり方について

利用者の状態・意向を配慮したサービス計画作成の考え方、自立支援のための具体的な手法

(4) 認知症高齢者の現状と課題、身体拘束・人権の尊重に対する考え方について

(5) サービスの質の向上のための方策について

4 利用者の決定・登録方法等

5 事業に必要な通信機器やオペレーターとの通信手段について

--

6 (1) 施設建設に伴う近隣住民の意向等

意向確認の状況	1 未確認	2 一部確認	3 確認済
「 1 未確認」の場合、今後予定の確認相手方、確認方法を記入			
「 2 一部確認」の場合、確認した相手方、方法及びその状況、また、今後予定の確認相手方、方法等を記入			
「 3 確認済」の場合、確認した相手方、方法及びその状況を記入			

(2) 地域の医療機関との連携に関する方策

--

7 職員体制について

(1) 職員の採用についての考え方や配置計画、人材確保の取組みなど
(2) 人材育成の取組み
(3) 研修制度の内容
(4) 看護・介護職員等職員体制
(5) 管理者、計画作成担当者の経験年数、必要な研修の終了状況

8 従事職員関係（予定）

管理者	経 歴	経験年数
住所		年 ヶ月
		年 ヶ月
氏名		年 ヶ月
	資格（取得済）	
生年月日		
オペレーター	専任 ・ 兼務 （兼務の場合、兼務する事業所・施設名）	
住所	経 歴	経験年数
		年 ヶ月
氏名		年 ヶ月
		年 ヶ月
生年月日	資格（取得済）	
計画作成担当者	専任 ・ 兼務 （兼務の場合、兼務する事業所・施設名）	
住所	経 歴	経験年数
		年 ヶ月
		年 ヶ月
氏名		年 ヶ月
	資格（取得済）	
生年月日		

9 - 1 事業費の概要（資金計画）

（１）収入 （単位：円）

項目	金額	内訳
自主財源		
借入金		
寄付金・出資金		
その他		
合計		

川西市地域介護・福祉空間整備等補助金を含む公的な補助金等、未確定な資金に関するものは資金計画から必ず除いてください。

（２）支出 （単位：円）

項目	金額	内訳
建設工事費		
設備整備費		
設計監理費		
用地費 （土地取得等）		
その他		

合 計		
-----	--	--

9 - 2 資金収支見込み

		初年度	2年目	3年目	備考
稼働率		%	%	%	要介護度2想定
収入	介護保険収入				@ × 定員 × 月数 × 稼働率
	光熱水費				
	寄付金収入				
	その他の収入				
	収入計（１）				
支出	給与費				
	法定福利費				
	福利厚生費				
	委託料				
	消耗品費・事務経費				
	地代等				
	支払い利子等				
利用者実費負担費用					
その他の支出					
支出計（２）					
減価償却前損益（３）＝（１）－（２）					
減価償却費（４）					
減価償却後損益（５）＝（３）－（４）					
税金関係（６）					法人税、固定資産税等
税引後損益（７）＝（５）－（６）					

借入金元金返済 (8)				
余剰金 (9)=(3)-(6)-(8)				
前年度繰越 (1 0)				
翌年度繰越金 (11)=(10)+(9)				

- ・項目は適宜設定してください。
- ・稼働率は1年目は75%以下、2年目は85%以下、3年目は95%以下としてください。
- ・収入の介護保険報酬は本人負担分を含め、作成してください。
- ・施設整備費用は含まないでください。
- ・法定福利費及び福利厚生費について、事業所の会計とは別に母体法人で負担している場合は、その旨を記入してください。
- ・初年度から12ヶ月単位(開始年月から12ヶ月間)で作成してください。

川西市地域介護・福祉空間整備等補助金を含む公的な補助金等、未確定な資金に関するものは資金計画から必ず除いてください。

10 その他

(1) サービス提供時に発生する事故の対応と事故防止に関する方策

(2) 衛生管理に関する方策(食中毒・感染症の防止など)

(3) 苦情処理体制の整備に関する方策

(4) 家族等との連携方法

--

(5) 個人情報保護に関する方策（機密漏洩防止策やプライバシー保護への配慮等）

--

(6) 防災に関する方策（危機管理体制など）

--

(7) 本応募にあたり特に強調したい点

--

様式第3号 - 1

実施予定事業の定員・従業者等の計画
 < 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 >

施設の形態	単独型施設 本体施設のあるサテライト型居住施設									
サテライト型居住施設の場合、本体施設について	本体施設名									
	所在地									
	本体施設までの距離		移動時間							
入所定員	人	ユニット数	ユニット	併設事業所の有・無	有無					
併設する事業										
短期入所生活介護の有・無	有無	短期入所生活介護の定員			人					
従業者の職種・員数	医師		生活相談員		介護職員		看護師			
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	常勤 (人)									
	非常勤 (人)									
	常勤換算後(人)									
	/	栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員		栄養士を配置しない場合の措置		
常勤 (人)										
非常勤 (人)										
常勤換算後(人)										
建物構造概要										
介護保険の利用者1割負担を除く利用者負担	項目				費用額					
	居住費				円					
	食費				円					
	その他()				円					
()				円						

上記利用者負担額の算出根拠

様式第3号 - 2

実施予定事業の定員・従業者等の計画
< 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 >

訪問介護事業所	一体型 連携型							
連携する訪問看護事業所								
事業所番号（連携型のみ記入）								
所在地（連携型のみ記入）								
従業者の職種・員数	管理者				計画作成担当者			
	専従		兼務		専従		兼務	
常勤（人）								
非常勤（人）								
常勤換算後（人）								
	オペレーター		うち保健師職員		うち看護職員		うちその他	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）								
非常勤（人）								
常勤換算後（人）								
	訪問介護員 （定期）		うち看護師職員		うち介護士職員		その他職員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）								
非常勤（人）								
常勤換算後（人）								
	訪問介護員 （随時）		うち看護師職員		うち介護士職員		その他職員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）								
非常勤（人）								
常勤換算後（人）								

様式第4号

介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の
12第2項各号等の規程に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

川西市長様

所在地
申請者 法人名
代表者名 印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法第78条の2第4項】

- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。
- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経

過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の12第2項】

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定

めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務

令和 年 月 日

様式第5号

川西市長 様

法人名

代表者職氏名

印

納税義務がない旨の申立書

_____は、課税対象となる事業を行っておりませんので、納税義務が生じていないことを申し立てます。

管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【その他】

川西市暴力団排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者と社会的に関係があるもの。

サービス種別()

質 問 書

法 人 名			
代 表 者 氏 名			
所 在 地			
質 問 者 所 属 ・ 氏 名			
連 絡 先	電 話	FAX	
	E-mail		

質 問 事 項	
募 集 要 項 等 で の 対 応 部 分	
質 問 内 容	

令和 年 月 日

川 西 市 長 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

印

公 募 申 請 辞 退 届

川西市地域密着型サービス事業者公募に対する申請を辞退しますのでお届けします。

令和 年 月 日

土地立入承諾書

川西市長 様

が設置運営(予定)する の
事業計画にあたり、川西市地域密着型サービス運営委員および川西市職員が施設整備地の現地調査のため、下記に立ち入ることを承諾します。

< 整備地 >

川西市 _____

* 登記事項証明書のとおりに入力してください。

(応募者)

所在地

名 称

代表者 職名・氏名

印

(土地所有者)

所在地(住所)

名 称

代表者 職名・氏名

印